令和６年３月

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

# タコ釣りをされる皆様へ

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

近年のマダコ資源の激減状況を鑑み、令和５年よりマダコ資源保護・回復のため、タコ釣りの仕掛けを下記の通り定めましたので遵守願います。

○使用するタコエギの数は2つまでとする

○カエシの付いている針はカエシをつぶして
　使用する

○全周針については針が180度までとする

○2段、3段の針は使用禁止
　（1段のみ可とする）

○エサの使用は禁止とする
　（市内五漁協組合長及び漁業者からの要望により）

明石市漁業組合連合会遊漁船業代表者部会